

青森県報

第二千五百六十九号

平成十七年
十二月十九日
(月曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

青森県都市計画法施行条例第三条第一項の規定による土地の区域の指定……………(建築住宅課) ……二

公 告

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(農村整備課) ……三

建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所) ……三

右 同……………(八戸県土整備事務所) ……三

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県立図書館) ……四

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数……………(事務局) ……四

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百十三号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一多賀台団地の項中「百十四戸」を「百四十戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第九百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
東八戸病院	八戸市大字大久保字西ノ平二五の四	介護療養型医療施設	平成 二七・二・一六

青森県告示第九百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
有限会社聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	訪問介護	訪問看護ステーションほのか	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成十七年十二月十九日
医療法人すみれ会	上北郡東北町上北一丁目三四の二〇三	"	すみれ介護相談センター	上北郡東北町上北一丁目三四の二〇三	平成十七年十二月十九日
有限会社聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	訪問看護	訪問看護ステーションほのか	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成十七年十二月十九日
有限会社明倫	八戸市小中野六丁目一八の二	"	訪問看護ステーション結	八戸市吹上二丁目一〇の九	平成十七年十二月十九日
仲條 孝氏	青森市新町二丁目八の二〇	居宅療養管理指導	仲條歯科医院	青森市新町二丁目八の二〇F 柳	平成十七年十二月十九日
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	認知症対応型共同生活介護	グループホームよこはま荘	上北郡横浜町字上イタヤノ木四三八の五	平成十七年十二月十九日
倉石ハート株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中市字上三平一の二	"	グループホームながわ荘	三戸郡名川町大字上名久井字伊勢堂下二一の七	平成十七年十二月十九日

青森県告示第九百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	訪問看護ステーションほのか	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成十七年十二月十九日
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	居宅介護支援事業所おのえ	南津軽郡尾上町大字中佐渡字上石田三六の一	平成十七年十二月十九日

青森県告示第九百三十八号

青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九条）第三条第一項の規定により土地の区域を次のとおり指定したので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第十条第三項の規定により告示する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定年月日 平成十七年十二月十二日
- 二 指定した土地の区域

南津軽郡平賀町大字苗生松字元東田及び大字平田森字下宮本の全部並びに大字石郷字村元、字柳田、大字石畑字岡元、大字岩館字長田、字下り松、字藤巻、字村元、字山の井、大字柏木町字広田、字柳田、大字小杉字稲村、字西田、大字大坊字竹内、字竹原、字福田、字前田、大字高畑字熊沢、字前田、大字原田字稲元、字今井、字村元、大字吹上字高田、字平岡、大字荒田字上駒田、字北稲村、字下駒田、字南岡部、大字杉館字滝元、字松橋、字宮元、大字大光寺字一早稲田、字三早稲田、字白山、字種元、字二早稲田、大字館田字稲村、字中前田、字西和田、字東稲村、字前

田、字元川原田、大字館山字板橋、字上扇田、字上龜岡、字下扇田、字前田、大字苗生松字一本柳、字上東田、字川崎、字下東田、大字松崎字亀井、字西田、字浅井、字井ノ上、字松元、大字本町字富岡、字西宮、字南柳田、大字沖館字長田、字高田、字永田、字西田、字比山館、字宮崎、字向野、大字新館字後野、字柏崎、字島村、字藤巻、字藤山、字野木和、大字新屋字稲村、字長田、字栄館、字富山、字平岡、字平野、字福嶋、字山下、大字尾崎字稲元、字川合、大字平田森字稲村、字上宮本、字前田、字若松、大字町居字稲村、字稲元、字西田、字南田、字山下、字山元及び字横山の各一部

公 告

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、石川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成十七年十二月二十日から平成十八年一月二十四日まで
- 2 縦覧の場所
- 弘前市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 古川建築
- 二 氏名 古川 正一
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡尾上町大字新山字松橋二二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四一一号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
- 平成十七年十一月二十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ダイコー住宅設備
- 二 代表者の氏名 鈴木 大志
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目一三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一九六七号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
- 平成十七年十一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十二月十九日

青森県立図書館長 佐藤 良 治

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年十二月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇の一七
- 六 契約金額
二千九十五万七千六百四円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成十七年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八三九 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六五、三二五 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
 - 東津軽郡選挙区 八、六六〇 人
 - 西津軽郡選挙区 一八、〇一〇 人
 - 南津軽郡選挙区 二六、〇三〇 人
 - 北津軽郡選挙区 一六、八九六 人
 - 上北郡選挙区 三一、〇八八 人
 - 下北郡選挙区 一〇、三五四 人

三戸郡選挙区	二四、三九〇	人
青森市選挙区	七九、七三二	人
弘前市選挙区	五二、一二六	人
八戸市選挙区	六四、五四七	人
黒石市選挙区	一〇、五七八	人
五所川原市選挙区	一三、三六一	人
十和田市選挙区	一六、八六一	人
三沢市選挙区	一一、三五七	人
むつ市選挙区	一三、三四一	人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭